

合併協定書（案）

風連町

名寄市

目 次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 1 | 合併の方式 | 3 |
| 2 | 合併の期日 | 3 |
| 3 | 新市の名称 | 3 |
| 4 | 事務所の位置 | 3 |
| 5 | 財産の取扱い | 3 |
| 6 | 合併特例区及び地域自治区の取扱い | 3 |
| 7 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 3 |
| 8 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | 4 |
| 9 | 一般職の職員の身分の取扱い | 4 |
| 10 | 一部事務組合等の取扱い | 4 |
| 11 | 地方税の取扱い | 4 |
| 12 | 特別職の身分の取扱い | 5 |
| 13 | 条例、規則等の取扱い | 5 |
| 14 | 事務機構及び組織の取扱い | 5 |
| 15 | 町・字の区域及び名称の取扱い | 5 |
| 16 | 慣行の取扱い | 6 |
| 17 | 国民健康保険事業の取扱い | 6 |
| 18 | 介護保険事業の取扱い | 6 |
| 19 | 病院、診療所の取扱い | 6 |
| 20 | 公共的団体等の取扱い | 6 |
| 21 | 使用料・手数料等の取扱い | 7 |
| 22 | 分担金・負担金の取扱い及び補助金・交付金の取扱い | 7 |
| 23 | 公社、第三セクター等の取扱い | 7 |
| 24 | 各種事務事業の取扱い | 8 |
| 24-1 | 総務企画関係 | 8 |
| | ・ 定住促進事業の取扱い | 8 |
| | ・ その他行政バスの取扱い | 8 |
| | ・ 使用料・手数料の取扱い(各種証明等) | 8 |
| | ・ 消防署関係業務の取扱い | 8 |
| 24-2 | 住民生活関係 | 8 |
| | ・ 集会施設の取扱い | 8 |
| | ・ 行政区、町内会組織の取扱い | 8 |
| | ・ 敬老事業の取扱い | 9 |
| | ・ 戸籍、住民事務の取扱い | 9 |
| | ・ 交通安全指導員について | 9 |
| | ・ ごみ処理の取扱い | 9 |
| 24-3 | 保健福祉関係 | 10 |
| | ・ 保育料等の取扱い | 10 |

| | | |
|------|--|----|
| ・ | 特別養護老人ホーム等の取扱い | 10 |
| ・ | 生きがい活動通所支援事業の取扱い | 10 |
| ・ | 外出支援サービスの取扱い | 10 |
| ・ | 軽度生活援助事業、生活管理指導事業の取扱い | 10 |
| ・ | 軽度生活援助事業(除雪サービス事業)の取扱い | 10 |
| ・ | 高齢者交通費助成制度の取扱い | 11 |
| ・ | 在宅介護支援センターの取扱い | 11 |
| ・ | 介護保険低所得者用負担軽減対策補助、介護保険料減免の取扱い | 11 |
| ・ | 各種検診・精密健康調査等の取扱い | 11 |
| 24-4 | 産業経済関係 | 11 |
| ・ | 農業後継者奨学金貸付事業及び新規就農者支援事業の取扱い | 11 |
| ・ | 嘱託登記事務手数料の取扱い | 11 |
| 24-5 | 建設関係 | 12 |
| ・ | 公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱い | 12 |
| ・ | 個別排水処理(合併浄化槽)改造資金補給事務の取扱い | 12 |
| ・ | 街路灯設置及びその電気料事務の取扱い | 12 |
| ・ | 水道料金に関する事務の取扱い | 12 |
| ・ | 下水道使用料に関する事務の取扱い | 12 |
| ・ | 個別排水処理(合併浄化槽)施設の設置に係る 負担金・分担金事務の取扱い | 12 |
| ・ | 下水道負担金、分担金に関する事務の取扱い | 12 |
| ・ | 個別排水処理(合併浄化槽)使用料の取扱い | 12 |
| ・ | 水道企業債に関する事務の取扱い | 12 |
| ・ | 下水道企業債に関する事務の取扱い | 12 |
| ・ | 道路除・排雪事業の取扱い | 13 |
| 24-6 | 教育関係 | 13 |
| ・ | 小・中学校施設整備計画策定の取扱い | 13 |
| ・ | 小・中学校の体育館・グラウンドの開放事業に伴う 使用料・手数料の取扱い | 13 |
| ・ | 教育スポーツ施設及びスポーツ以外の施設の 使用料・手数料の取扱い | 13 |
| ・ | 教育関係事務機構及び組織の取扱い | 13 |

1 合併の方式

上川郡風連町、名寄市を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 18 年 3 月 27 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は「名寄市（なよろし）」とする。

4 事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、北海道名寄市大通南 1 丁目 1 番地（現在の名寄市役所の位置）」とする。

(2) 現風連町役場は風連庁舎、現名寄市役所を名寄庁舎と呼称する。

(3) 将来の新市の事務所の位置は、地理的状況等を踏まえ新市において改めて協議する。

5 財産の取扱い

2 市町の所有する財産（公有財産、物品、債権、債務、権利及び義務を含む）は、すべて新市に引き継ぐ。

6 合併特例区及び地域自治区の取扱い

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、合併の日から 5 年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第 5 条の 10 第 1 項に基づき別紙のとおり規約を定める。

(2) 地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置する。

(3) 合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置する。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 2 市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 19 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議員として在任する。

(2) 新市の議会の議員の定数は 26 人とする。

(3) 合併後、最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の 2 市町ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の数は、合併前の風連町 8 人、合併前の名寄市 18 人とする。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- (2) 2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに2つの選挙区を設けるものとし、各選挙区に於いて選挙すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については現給を保証する。

10 一部事務組合等の取扱い

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に参加する。ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

11 地方税の取扱い

- (1) 2市町で差異のない税制については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱う。

都市計画税については、名寄市の例による。ただし、風連町区域に係る用途地域指定については、平成22年度までに調整を図る。

軽自動車税は合併の翌年度から標準税率を採用する。

法人市民税均等割については制限税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併の年度及びこれに続く3年度は、現行のとおりとする。

各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は6月、個人市民税は6、8、10、12月、固定資産税については5、7、9、11月、それぞれの月の16日から月末までを納期とする。

12 特別職の身分の取扱い

- (1) 市長のほか常勤の特別職として助役（副市長）教育長を置く。任期は各法令の定めるところによる。また、報酬は現行報酬額をもとに調整する。
- (2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (3) 行政委員の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は現行額をもとに調整する。
- (4) 審議会・委員会の付属機関は、次のとおりとする。
現に両市町に設置されており、新市に置いても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
一方のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。
人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
その他の特別職は、新市において必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し設置する。

13 条例、規則等の取扱い

協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、条例、規則等の整備方針により整備する。

条例、規則等の整備方針

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
- (2) 合併後、特定の地域に暫定的に制定し施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し施行する必要があるもの。

14 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- (2) 新市の事務機構及び組織は、「新市における事務組織・機構の整備方針」による。

新市における事務組織・機構の整備方針

両方の庁舎を有効利用し、市役所機能を分担した組織・機構
地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構
住民の声を反映できる組織・機構
住民が利用しやすい組織・機構
指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
簡素で効率的な組織・機構

15 町・字の区域及び名称の取扱い

2市町の区域の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ新市において変更を行う。

16 慣行の取扱い

- (1) 市章及び市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。
- (2) 市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。
- (3) 国内外との交流事業は、新市においても継続し調整する。
- (4) 名誉市・町民及び文化賞並びに功労賞については、新市においても継続する。
- (5) 各種式典は新市において調整する。

17 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においては、それぞれ現行のとおりとする。また、賦課方式については、合併の翌年度から名寄市の例による。
なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、新たな保険税率及び賦課方式の検討を行う。
- (2) 保険給付事業及び保健事業については、名寄市の例による。

18 介護保険事業の取扱い

- (1) 保険料については、介護保険計画に基づき適正な保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、それぞれ現行のとおりとする。
- (2) 給付事業は新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の例による。

19 病院、診療所の取扱い

- (1) 医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持継続し、新市に引き継ぐ。
- (2) 市立病院と診療所間の機能連携の強化に努める。
- (3) 将来は市立病院の分院化の調整を図る。
- (4) 保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。
- (5) 会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による 1 つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。
- (6) 文書料については、合併時に名寄市の例により統一する。

20 公共的団体等の取扱い

2 市町共通の団体について

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 国や道の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各市町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

21 使用料・手数料等の取扱い

各種事務事業の取扱いで定めのない使用料・手数料については、次のとおりとする。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一あるいは同種の使用料については、新市において経過措置も考慮し統一に努める。
- (2) 手数料については、負担公平の原則により新市において統一を図る。

22 分担金・負担金の取扱い及び補助金・交付金等の取扱い

事業の目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討を行う。

団体に係るもの

- (1) 2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 2市町における独自の負担金・補助金等については、制度の経緯と従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

事業に係るもの

- (1) 市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、制度の統一化に向け調整する。
- (2) 2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。

23 公社、第三セクター等の取扱い

- (1) 「株式会社ふうれん望湖台振興公社」及び「株式会社ふうれん」並びに「株式会社名寄振興公社」については、当面現行のとおりとする。
- (2) 「名寄市土地開発公社」は、必要に応じて定款を変更し「新市土地開発公社」として存続する。
- (3) 名寄土地開発公社が保有する土地は、「新市土地開発公社」に引き継ぐ。

24 各種事務事業の取扱い

24-1【総務企画関係】

・定住促進事業の取扱い

風連町が実施している定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、平成19年3月31日までの制度であるため合併特例区の事業とし、その後見直しをする。

・その他行政バスの取扱い

当面、現行のとおりとするが、新市において利用対象範囲、利用者負担について検討し、相互調整を図り有効活用する。

・使用料・手数料の取扱い（各種証明等）

- (1) 閲覧手数料は名寄市の例により1回200円とする。
- (2) 固定資産に関するコピー料については、1件200円とする。
- (3) 固定資産評価証明書及び営業証明手数料は1件300円とし、住宅家屋証明については1件1,300円とする。

・消防署関係業務の取扱い

- (1) 複雑多様化・高度化する消防需要に即応するため、救急・救助を含めた警防体制を整備し予防消防を徹底する。また、消防団のあり方を協議する。
- (2) 業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

24-2【住民生活関係】

・集会施設の取扱い

行政が維持管理を行っている施設については、地域による自主管理を基本とし、風連町の施設については、地域組織と協議を進め、協議が整った施設から地域組織への維持管理委託を行う。

地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については、地域の実情を勘案し、合併時に新市の基準を統一する。

・行政区、町内会組織の取扱い

特例区設置期間の5年間は、現行の制度を存続し、その間に将来の形態について十分協議を重ねる。また、両市町とも構成戸数等の問題で再編を必要としているため、それぞれの組織で効率的な活動が展開できるよう努力する。

・敬老事業の取扱い

2市町間で差のある交付額、対象年齢は、新市において統一する。

・戸籍、住民事務の取扱い

- (1) 住民票写し交付手数料については1通200円とする。
- (2) 年金現況証明については、公的年金に関するものは、無料とする。
- (3) 登録原票記載事項証明については、1通200円とする。

・交通安全指導員について

- (1) 風連地区・名寄地区・智恵文地区の指導員代表者とともに合併までに組織の統合について調整する。

(2) 指導員の待遇（報酬、費用弁償等）に差があるので合併時に統一する。

・ごみ処理の取扱い

- (1) 「リサイクルごみ」については無料とし、埋立、炭化ごみについては有料とする基本に立ち、両市町で差異のあるプラ容器ごみの回収については無料とする。
- (2) 現在名寄市では実施されていない「紙製容器」のリサイクル化についてもストックヤードの確保、モデル地区の先行実施等を経て本格的に実施する。
- (3) 両市町とも合併後も「分別排出」を更に強化・徹底しリサイクル化、減量化に最大限努力していく。
- (4) 最終処分場への搬入は、双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区処分場を「家庭用ごみ」、名寄地区処分場を「事業所用ごみ」の搬入場所と指定する。違いのある料金体系については家庭用・事業用の区分により新市において調整する。
- (5) 両市町で違いのある有料ごみ袋の販売委託手数料については、名寄市の例により売上額の7%（プラス消費税）とする。

24-3【保健福祉関係】

・保育料等の取扱い

- (1) 風連町の保育料については、平成18年度から3年間は現行のとおりとする。その後7年間で新市において定める保育料に段階的に統一する。
- (2) 遠距離通所・通園助成事業については、風連地区に居住する者が同地区の施設に通所・通園する場合に限り合併後も存続し、現風連町が行っている遠距離通学助成との整合を図る。
- (3) 子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業については、風連地区に居住する者が同地区の施設に通園する場合に対し継続する。また、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金については、名寄地区に居住する者が同地区の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対し継続する。
- (4) (2)及び(3)の事業については、合併特例区が終了する際、改めて必要な調整を行う。

・特別養護老人ホーム等の取扱い

風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについては、合併後、社会福祉事業団運営等に移行する。

・生きがい活動通所支援事業の取扱い

利用料金について若干の差があるが、介護保険の報酬額から算出された名寄市の例を基本に新市において統一する。

・外出支援サービスの取扱い

- (1) 外出支援サービス事業については引き続き北海道の補助制度を利用しながら継続する。
- (2) 利用料金については、一部負担を原則に新市において統一する。

・軽度生活援助事業、生活管理指導事業の取扱い

両市町が選択している北海道の補助メニューは、新市においても引き続き実施する。

・軽度生活援助事業（除雪サービス事業）の取扱い

- (1) 名寄市は除雪業者による機械除雪、風連町は高齢者事業団による手作業除雪と内容に差があるため、名寄市の事業内容に として風連地区のみを対象とした手作業による玄関前等生活通路の除雪を加える。
- (2) 料金体系については、新市において検討する。

・高齢者交通費助成制度の取扱い

新市における交通状況を勘案し、新市において総合的見地から検討する。

・在宅介護支援センターの取扱い

厚生労働省の方針により「在宅介護支援センター」から「地域包括支援センター」への移行案等が示され、今後、福祉の制度が以降大きく変化する可能性があり、合併準備期間中に新たな制度も視野に入れ十分協議を重ね、新市においては新制度として統一していく。

・介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料減免の取扱い

- (1) 利用者負担軽減対策の道費補助事業のうち名寄市のみが実施している社会福祉法人減免については、新市において同じ取扱いとして引き続き実施する。
- (2) 名寄市が実施している単独事業の介護保険サービス利用者負担額助成措置事業は、(1)の社会福祉法人減免と同様に、新市においても継続する。
- (3) 低所得者減免制度については、国の制度を見極め新市において検討する。

・各種検診・精密健康診査等の取扱い

- (1) 乳児・1歳6か月児・3歳児に関する精密健康診査については、相違がなく引き続き実施する。
- (2) 対象や検査項目の一部に違いのある各種がん検診については、両市町の受診状況を分析した上で合併時に統一する。
- (3) 個人負担の相違については、委託先を統一する等して、極力増加させないことを基本に適正額を設定し統一する。

- (4) 高齢者のインフルエンザワクチン助成事業については、風連町の例により助成額 1,000 円に統一する。

24-4【産業経済関係】

- ・ **農業後継者奨学金貸付事業及び新規就農者支援事業の取扱い**
合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。
- ・ **嘱託登記事務手数料の取扱い**
新市の農業委員会において協議し、新市の手数料徴収条例の中で調整する。

24-5【建設関係】

- ・ **公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱い**
新市において当分の間は、現行のとおり存続し調整を図る。
- ・ **個別排水処理（合併浄化槽）改造資金補給事務の取扱い**
合併後に調整し統合する。
- ・ **街路灯設置及びその電気料事務の取扱い**
街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料の取扱いに相違があるため、合併後に調整し再編する。
- ・ **水道料金に関する事務の取扱い**
住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も現行どおりとし、3～5年かけて料金体系等の統一を検討し、調整を図り統合する。
- ・ **下水道使用料に関する事務の取扱い**
 - (1) 負担公平の原則から基本水量・料金は細則、内規等を調整し合併後5年を目処に統合する。
 - (2) 手数料については、合併時に調整し再編する。
- ・ **個別排水処理（合併浄化槽）使用料の取扱い**
新市において住民生活に支障が生じないよう細則、内規等を調整し合併後に統合する。
- ・ **下水道負担金、分担金に関する事務の取扱い**
事業区域内を負担区として調整し合併時に統合する。また、減免規定についても調整し、合併時に再編する。
- ・ **個別排水処理（合併浄化槽）施設の設置に係る負担金・分担金事務の取扱い**
新市において調整し合併後に統合する。

・水道企業債に関する事務の取扱い

水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

・下水道企業債に関する事務の取扱い

下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

・道路除・排雪事業の取扱い

一体性確保の原則から合併後、特例区期間内（５年）に調整し再編する。

24-6【教育関係】

・小・中学校施設整備計画策定の取扱い

新市において策定される総合計画で調整を行うこととする。

・小・中学校の体育館・グラウンドの開放事業に伴う使用料・手数料の取扱い

- (1) 新市においても学校開放事業は継続する。
- (2) 使用料については、合併後も当面は現行のとおりとする。
- (3) 新市の市民は互いの施設を有効に利用できるものとする。

・教育スポーツ施設及びスポーツ以外の施設の使用料・手数料の取扱い

（風連町 B&G 海洋センターや名寄市スポーツセンター、風連町福祉センターや名寄市民文化センターなど）

各施設の使用料については、新市においても当面は現行のとおりとする。

・教育関係事務機構及び組織の取扱い

- (1) 合併後に風連町公民館図書室を図書館法図書館として位置づけ存続する。
- (2) 学校給食センターの統合について協議する。
- (3) 学校給食センターの運営組織・職員配置・配送方法・地場産品の活用等については新市において調整する。

調 印 書

上川郡風連町及び名寄市(以下「2市町」という。)は、合併に関し、事前に確認すべき内容について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく風連町・名寄市合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに署名押印する。

平成17年 月 日

風連町長

名寄市長

立 会 人

(署名のみ)

北海道上川支庁長 (青木次郎)

協議会委員(中村共通委員)

協議会委員(風連町中野委員)

協議会委員(風連町堀江委員)

協議会委員(風連町川村委員)

協議会委員(風連町木戸口委員)

協議会委員(風連町遊佐委員)

協議会委員(風連町佐藤委員)

協議会委員(風連町林委員)

協議会委員(風連町野本委員)

協議会委員(風連町富永委員)

協議会委員(風連町中館委員)

協議会委員(風連町西村委員)

協議会委員(風連町林委員)

協議会委員(風連町上口委員)

協議会委員(風連町川原委員)

協議会委員(風連町橋本委員)

協議会委員(名寄市高見委員)

協議会委員(名寄市田中委員)

協議会委員(名寄市黒井委員)

協議会委員(名寄市東委員)

協議会委員(名寄市熊谷委員)

協議会委員(名寄市福光委員)

協議会委員(名寄市斉藤委員)

協議会委員(名寄市小野寺委員)

協議会委員(名寄市木賀委員)

協議会委員(名寄市中島委員)

協議会委員(名寄市岡本委員)

協議会委員(名寄市高橋委員)

協議会委員(名寄市太田委員)

協議会委員(名寄市山崎委員)

協議会委員(名寄市野津委員)

協議会委員(名寄市今委員)

協議会委員(風連町池田委員)

合併特例区規約

(設置及び目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下法という。)第5条の8第1項の規定に基づき、合併前の風連町の区域に合併特例区を設置し、法第5条の10及び第5条の13に規定する事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、「風連町」とする。

(区域)

第3条 合併特例区の区域は、「合併前の風連町の区域」とする。

(設置の期間)

第4条 合併特例区の設置期間は、「合併の日から5年間」とする。

(処理する事務)

第5条 合併特例区の処理する事務は、法第5条の12の規定に基づき、別表第1に掲げる事務及び別表第2に掲げる公の施設の設置及び管理とする。

(公の施設の名称及び所在地)

第6条 合併特例区が設置及び管理する施設は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設とし、別表第2に掲げるものとする。

(事務所の位置)

第7条 合併特例区の事務所の位置は、風連町西町196番地1とする。

(特例区の長)

第8条 合併特例区の長は、法第5条の15の規定に基づき、市長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3 合併特例区の長は、助役と兼ねる。

(合併特例区協議会構成員の選任等)

第9条 法第5条の18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこととし、合併特例区協議会(以下協議会という。)の構成員の選任及び解任の方法並びに任期は、次のとおりとする。

(1) 市長は、協議会の構成員の選任にあたり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮するものとし、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者の中から15名を選任する。

(2) 協議会の構成員の任期は2年とする。

(3) 協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。

(4) 前号の規定により、構成員が失職したときは、新市の長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をする。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 法第5条の19の規定に基づき、協議会に会長及び副会長を置くこととし、選任及

び解任の方法は、次のとおりとする。

- (1) 協議会に会長及び副会長を各 1 人置くこととする。
- (2) 協議会の会長及び副会長は構成員の互選によって決める。
- (3) 協議会の会長、副会長の任期は、協議会構成員の任期による。
- (4) 協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- (5) 協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (6) 会長、副会長が職務を行うことができないとき、又は職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができる。

第 11 条 合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、第 9 条第 1 号で選考された委員により組織する。
- (2) 協議会は、法第 5 条の 20 の規定に基づき法の権限に属させられた事項について処理する。
- (3) 協議会は、合併特例区の実務、市の事務の内区域に係るものに関し、市長若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を具申する。
- (4) 前号のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申する。
- (5) 協議会は、合併特例区の予算、補正予算、暫定予算の同意、決算の認定に関する審議を行う。
- (6) 協議会の会議（以下会議という。）は、会長が招集する。ただし、協議会設置後最初の会議に限っては、市長が招集する。
- (7) 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の請求があるときは会議を招集しなければならない。
- (8) 会議は、委員の過半数をもって成立する。
- (9) 会議の議長は、協議会の会長が務めるものとし、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (10) 前号の場合、会長は委員として議決に加わることができない。
- (11) 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。
- (12) 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第 12 条 合併特例区及び協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営について必要な事項は、合併特例区の長が市長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は合併の日から施行する。

別表第1 合併特例区が行う事務

| 区 分 | 事務事業の名称 | 備 考 |
|---------------|---|-----|
| 自治組織 自治活動 | 自治組織推進事業 広報・ホームページ開設 | |
| 施設等管理 | 地域施設管理 天塩川パークゴルフ場の管理 町民農園管理 | |
| 地域生活 | 街路灯・防犯灯管理事業 河川・道路愛護事業 利雪克雪事業 定住対策事業 排雪受託事業 | |
| 地域振興 | NPOまちづくり観光支援及びイベントなど活性化事業 都市交流事業 ふるさと会 町民広場手形作成事業 | |
| 地域福祉 | 敬老事業 | |
| 地域教育 子育て推進 | 特定車両運行（大型バス・通学車両） 区域高校振興対策事業 放課後対策事業 通学・通園支援事業 区域育英基金事業 | |

別表第2 合併特例区が管理する施設

| 施設の名称 | 施設の所在（合併前の位置） | 備 考 |
|----------------|------------------|-----|
| 西町コミュニティセンター | 風連町西町 76 番地 2 | |
| 母と子と老人の家 | 風連町大町 85 番地 8 | |
| 仲町集会所 | 風連町仲町 74 番地 1 | |
| 日進コミュニティセンター | 風連町字日進 3076 番地 | |
| 日進レクリエーションセンター | 風連町字日進 2251 番地 | |
| 東生福祉会館 | 風連町字東生 289 番地 1 | |
| 旭コミュニティセンター | 風連町字旭 2216 番地 | |
| サンシャインホール | 風連町字旭 2216 番地 | |
| 東風連子供と老人福祉館 | 風連町字東風連 3395 番地 | |
| 瑞生コミュニティセンター | 風連町字瑞生 4151 番地 2 | |
| 西風連コミュニティセンター | 風連町字西風連 2500 番地 | |